

12月の 各種無料相談

法律相談 (弁護士・司法書士)

～日頃困っていること、悩んでいることなど法律に関する相談～

- 日 程 12月5日(火)、12日(火)、19日(火)、26日(火)
- 時 間 午後1時～4時
- 場 所 きらくやまふれあいの丘すこやか福祉館
- 予 約 つくばみらい市社会福祉協議会 (すこやか福祉館内)
☎ 0297 - 57 - 0205
当日の正午までに要電話予約

心配ごと相談

～日頃困っていること、悩んでいることなど福祉全般の相談～

- 日 時 12月13日(水) 午後1時～3時
- 場 所 きらくやまふれあいの丘すこやか福祉館
- 予 約 つくばみらい市社会福祉協議会 (すこやか福祉館内)
☎ 0297 - 57 - 0205
前日の午後5時までに要電話予約

子ども福祉相談

家庭児童相談 子ども (18歳未満) の養育に関する悩みごと、子どもにかかわる家庭の人間関係など、児童福祉に関する相談に応じます。

ひとり親相談 母子・父子家庭・寡婦の方の生活全般の悩みなど、自立に向けた総合的な相談に応じます。また、母子・父子・寡婦福祉資金貸付に関する情報提供にも応じます。

虐待・DV 子どもに対する虐待・ネグレクトについての相談・通告、配偶者やパートナーからの暴力についての相談などにも応じます。

- 日 時 毎週月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 (祝日を除く)
- 相談方法 電話または面談
- 問い合わせ おやこ・まるまるサポートセンター
☎ 0297 - 44 - 8822
※予約可能な方は事前連絡願います。



弁護士オンライン相談

～離婚や配偶者からのDV、養育費などの相談～

離婚、養育費、配偶者などからのDVを受けているなどで、悩んでいることはありませんか？

- 日 時 12月20日(水) 午後1、2、3時～ ※各回1時間
- 問い合わせ おやこ・まるまるサポートセンター
☎ 0297 - 44 - 8822



令和5年度の年間予定はこちら

ほっとステーションみらい ～女性のための相談室～

女性が抱えるさまざまな不安や悩みに関する相談

- 日 時 ① 12月5日(火) ② 19日(火) 午前10時～午後3時
- 場 所 ① コミュニティスペースみらい (伊奈庁舎敷地内)
② 板橋コミュニティセンター
- 相談方法 面接または電話 (1人50分以内)
- 相談員 市外在住の女性相談員
- 問い合わせ 地域推進課 (内線1302)



詳細・予約はこちら

こどものいばしょ ふあみりあ

～学校に行きづらい・登校しづらいのこどものいばしょ～

「学校に行きたくない」「学校には行けない」けれど、自分のやりたいことを見つけないお子さん、お待ちしております。

ほごしゃ同士の情報交換

- 日 時 12月11日(月)、25日(月)
午後1時～5時
- 場 所 みらい平市民センター3階
- 問い合わせ おやこ・まるまる
サポートセンター
☎ 0297 - 44 - 8822

12月11日(月)
午後1時30分～3時30分
みらい平市民センター4階

人権相談

～日常生活でのトラブルやもめごとなど人権に関する相談～

- 日 程 12月13日(水)
- 伊奈庁舎1階相談室2、3
- 時 間 各日 午前10時～正午
- 問い合わせ 社会福祉課 (内線4104)

消費生活相談

～消費者契約に関するトラブルなどの相談～

- 日 時 毎週月～金曜日 ※祝日を除く
午前9時～正午、午後1時～4時30分
- 場 所 消費生活センター (谷和原庁舎1階)
- 問い合わせ 消費生活センター (センター直通)
☎ 0297 - 25 - 3288
FAX 0297 - 57 - 2288

行政相談

～行政の業務に対する意見・要望など～

- 日 時 12月21日(木) 午後1時30分～3時30分 (予約不要)
- 場 所 きらくやますこやか福祉館 福祉団体活動室
- 相談員 あきたのぶひろ 秋田信博さん・なるしまつお 成島辰夫さん

結婚相談

～お相手探しなど結婚に関する相談～

- 日 時 12月17日(日) 午後1時～3時 (予約不要)
- 場 所 みらい平市民センター3階
- 相談員 なまじりなな 沼尻肇さん・ばば 馬場あさ子さん
- 問い合わせ 地域推進課 (内線1302)



教育相談

～子どもの心身の健康や不登校など教育に関する相談～

- 日 時 毎週月～金曜日 午前9時～午後4時 (祝日を除く)
- 場 所 総合教育支援センター (上長沼1250)
- 問い合わせ 適応支援教室なのはな
☎ 0297 - 52 - 4332

上下水道

～宅内工事は市指定工事店で～

上下水道工事 (新設・改造・撤去など) は、上水道は「給水装置工事事業者」、下水道は「排水設備指定工事店」でなければ、行うことができません。工事の際は、必ず指定を受けた業者に依頼し、上下水道課に事前に申請をしてください。

- 問い合わせ 上下水道課 (内線5305、5308)



市指定給水装置工事事業者



市排水設備指定工事店

水は大切な資源です。節水を心がけ、限りある水を大切に使いましょう。

経営相談窓口

～国・県・市などの助成金の申請方法や経営に関する相談など～

中小企業・個人事業主の皆さんへ

- 日 時 随時相談日を調整のうえ対応します。
- 場 所 谷和原庁舎1階ロビー
- 相談員 茨城よろず支援拠点コーディネーター
- 予 約 事前に産業経済課商工観光係に電話予約 (内線3109)